

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月14日

【四半期会計期間】 第71期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 すてきナイスグループ株式会社

【英訳名】 Nice Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉田 理之

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

【電話番号】 横浜(045)521-6111(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ経営推進本部副本部長 兼 広報部長 森 隆 士

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

【電話番号】 横浜(045)521-6111(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ経営推進本部副本部長 兼 広報部長 森 隆 士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第2四半期 連結累計期間	第71期 第2四半期 連結累計期間	第70期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	106,495	117,577	244,183
経常利益又は経常損失() (百万円)	2,112	508	784
親会社株主に帰属する 四半期純損失()又は 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,473	468	368
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,053	2,631	818
純資産額 (百万円)	40,865	40,882	43,627
総資産額 (百万円)	187,252	174,539	179,168
1株当たり四半期純損失() 又は1株当たり当期純利益 (円)	263.78	49.97	39.34
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	39.34
自己資本比率 (%)	20.4	21.5	22.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,395	6,830	2,125
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,433	5,667	2,818
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,256	6,154	352
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	14,052	21,328	16,258

回次	第70期 第2四半期 連結会計期間	第71期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期純損失() (円)	33.71	9.51

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第70期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。
4. 第71期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

（有価証券報告書の虚偽記載の嫌疑と対応について）

当社は2019年5月16日、2015年3月期の不動産売買取引において架空売上計上の疑い（以下「本件嫌疑」といいます。）があるとして、証券取引等監視委員会による強制調査および横浜地方検察庁による強制捜査を受けました。これに対し、当社は本件嫌疑について、類似事象の有無も含めて、中立・公正で客観的な調査等を実施する必要があると判断し、2019年5月30日、当社と利害関係を有しない外部専門家で構成される第三者委員会を設置いたしました。そして、2019年7月24日付で調査報告書を受領し、調査結果を踏まえ、2015年3月期の不動産売買取引に係る売上高の一部の取消し等の訂正を行うとともに、連結の範囲に関する重要性の判断を見直すことにより、2014年3月期の第4四半期以降の決算を訂正し、2019年8月1日に第65期（2014年3月期）以降の訂正有価証券報告書および訂正四半期報告書と、第70期（2019年3月期）の有価証券報告書を関東財務局に提出いたしました。

2019年8月23日には、第三者委員会の調査報告書において指摘を受けた事項等を真摯に受け止め、再発防止策の骨子を策定いたしました。株式会社東京証券取引所から2019年9月20日付で特設注意市場銘柄に指定されるとともに、上場契約違約金として3,360万円の徴求を受けました。

当社といたしましてはこの事態を深く反省し、2019年8月1日付で過年度の訂正を行った理由等にとどまることなく、連結の範囲について、資本関係がない実質支配会社も含め、すべてを連結する方針としたうえ、第三者である外部の専門家とともにより幅広く再点検等を行った結果、改めて必要と認識した事項につきまして過年度の決算の訂正を行うこととし、2019年11月14日付で開示いたしました。

当社グループの当第2四半期連結累計期間は、2019年10月からの消費増税を背景に、新設住宅着工戸数のうち、持家および分譲の一戸建住宅の着工が堅調に推移したことなどにより、売上高は1,175億77百万円（前年同期比10.4%増加）となり、営業損失は3億31百万円（前年同期は営業損失18億25百万円）、経常損失は5億8百万円（前年同期は経常損失21億12百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は4億68百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失24億73百万円）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

建築資材事業

建築資材事業は、木材市場に加盟する問屋の売上高の減少などにより木材の売上高は減少したものの、建材・住宅設備機器の売上高は増加し、当第2四半期連結累計期間の売上高は847億34百万円（前年同期比3.6%増加）となり、営業利益は10億62百万円（前年同期比18.9%増加）となりました。

住宅事業

住宅事業は、主に管理その他の部門における不動産売買等による売上高が増加し、当第2四半期連結累計期間の売上高は287億36百万円（前年同期比38.1%増加）となり、営業損失は7億12百万円（前年同期は営業損失16億73百万円）となりました。

その他の事業

その他の事業の売上高は41億7百万円（前年同期比4.6%増加）となり、営業利益は1億45百万円（前年同期は営業損失34百万円）となりました。

総資産は、前連結会計年度末に比べ46億29百万円減少し、1,745億39百万円となりました。現金及び預金、受取手形及び売掛金は増加しましたが、販売用不動産、投資有価証券が減少したことなどによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ18億84百万円減少し、1,336億56百万円となりました。借入金は増加しましたが、支払手形及び買掛金が減少したことなどによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ27億45百万円減少し、408億82百万円となりました。親会社株主に帰属す

る四半期純損失の計上、土地再評価差額金からの振替による利益剰余金の増加、その他有価証券評価差額金及び土地再評価差額金が減少したことなどによるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ50億70百万円増加し、213億28百万円となりました。

営業活動による資金の減少は、68億30百万円(前年同期比95億64百万円の収入増加)となりました。主な内訳は、売上債権の増加39億円、仕入債務の減少63億14百万円、たな卸資産の減少67億57百万円、税金等調整前四半期純利益の計上6億97百万円です。

投資活動による資金の増加は、56億67百万円(前年同期比81億1百万円の収入増加)となりました。主な内訳は、投資有価証券の売却による収入67億19百万円です。

財務活動による資金の増加は、61億54百万円(前年同期比101億1百万円の収入減少)となりました。主な内訳は、短期借入金の増加114億73百万円、長期借入金の返済による支出56億36百万円です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2008年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるもの)(以下「基本方針」といいます。)を、以下のとおり定めております。

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的な取組み

(A) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、以下のグループ中期経営計画(以下「本計画」といいます。)を策定し、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

本計画は、2020年3月期以降の国内外の住宅市場の変化に対応すべく、現在の事業基盤の強化・再構築および収益力の向上を図るもので、事業ドメインを「木」と「住まい」とし、コア事業である建築資材事業と住宅事業においてはこれらの領域における当社グループの強みを生かし、営業・販売体制の確立と商品開発等を推進するほか、建設事業、ストック型事業、海外事業等の各分野においても優位性を発揮しつつ、収益に貢献できる事業を確立してまいります。また、目標達成のための主要課題として、(a)「木」と「住まい」におけるグループ総合力を生かした事業基盤の構築、(b)建築資材事業の重点戦略、(c)住宅事業の重点戦略、(d)建設事業、ストック型事業、海外事業の展開及び(e)持続可能な企業グループ体制の確立に努めてまいります。

また、当社は、持株会社体制としております。これにより、グループ経営と事業・業務の執行機能を分け、効率かつ適法なマネジメントの仕組みの構築に努めている他、監査役4名のうち3名は独立性の高い社外監査役とし、経営の健全性及び意思決定のプロセスに対する監査機能の強化を図っております。更に、取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するとともに社外取締役を3名選任するなど、コーポレートガバナンス体制の強化・充実に取り組んでおります。加えて、役員指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化、あわせて当社のコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、2017年3月より取締役会の任意の諮問機関として独立役員を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」を設置し、特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外役員の適切な関与・助言を得ています。また、コンプライアンスについては、当社グループ共通の「ナイスグループ行動基準」を制定し、遵守の徹底を行っております。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年5月12日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策を、第68回

定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として更新することを決議し（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）、同定時株主総会において本プランを更新することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案し、あるいは株主の皆様にかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであり、また、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始した事実等について、株主に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、1円（又は当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。新株予約権の行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、2020年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、当該有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランにかかる新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主及び投資家の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記 (A)に記載した様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

前記 (B)に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(6) 仕入及び販売実績

当第2四半期連結累計期間において、仕入実績及び販売実績の著しい増減はありません。

(7) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	29,069,600
計	29,069,600

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,656,119	9,656,119	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	9,656,119	9,656,119		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月1日～ 2019年9月30日		9,656		22,069		10,596

(5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	464	4.95
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	463	4.94
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	333	3.56
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	321	3.42
ナイス従業員持株会	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号	251	2.68
平田 恒一郎	神奈川県川崎市幸区	234	2.49
パナソニック株式会社	大阪府門真市門真1006番地	210	2.24
吉野石膏株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	210	2.23
佐々木 保典	東京都港区	206	2.19
西村 滋美	東京都世田谷区	202	2.15
計		2,898	30.90

(注) 上記のほか、自己株式278千株があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 278,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,336,900	93,369	
単元未満株式	普通株式 40,719		
発行済株式総数	9,656,119		
総株主の議決権		93,369	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が92株含まれております。

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) すてきナイスグループ(株)	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央四丁目33番1号	278,500		278,500	2.88
計		278,500		278,500	2.88

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人原会計事務所による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,439	21,495
受取手形及び売掛金	3 31,205	3 35,097
商品	9,070	8,747
販売用不動産	47,193	40,462
未成工事支出金	837	1,238
その他	3,540	5,118
貸倒引当金	57	140
流動資産合計	108,229	112,018
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,881	13,389
土地	30,402	30,269
その他(純額)	4,259	3,910
有形固定資産合計	48,543	47,569
無形固定資産	1,347	1,265
投資その他の資産		
投資有価証券	12,860	5,801
その他	8,398	8,091
貸倒引当金	209	208
投資その他の資産合計	21,049	13,684
固定資産合計	70,939	62,520
資産合計	179,168	174,539
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 36,682	3 30,360
短期借入金	39,825	50,315
1年内償還予定の社債	40	40
未払法人税等	939	1,537
引当金	1,305	1,143
その他	9,550	9,244
流動負債合計	88,343	92,641
固定負債		
社債	160	140
長期借入金	33,890	29,644
退職給付に係る負債	1,264	1,335
資産除去債務	41	42
その他	11,840	9,853
固定負債合計	47,197	41,014
負債合計	135,541	133,656

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,069	22,069
資本剰余金	15,701	15,701
利益剰余金	1,020	1,589
自己株式	678	678
株主資本合計	38,112	38,681
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,330	156
繰延ヘッジ損益	27	25
土地再評価差額金	68	969
為替換算調整勘定	720	811
退職給付に係る調整累計額	476	427
その他の包括利益累計額合計	2,127	1,222
新株予約権	1	-
非支配株主持分	3,387	3,422
純資産合計	43,627	40,882
負債純資産合計	179,168	174,539

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
売上高	106,495	117,577
売上原価	92,583	102,358
売上総利益	13,912	15,219
販売費及び一般管理費	15,737	15,550
営業損失()	1,825	331
営業外収益		
受取利息	18	18
受取配当金	164	203
その他	149	176
営業外収益合計	332	399
営業外費用		
支払利息	551	501
その他	67	74
営業外費用合計	619	576
経常損失()	2,112	508
特別利益		
固定資産売却益	6	4
投資有価証券売却益	-	2,452
特別利益合計	6	2,456
特別損失		
固定資産除却損	8	55
投資有価証券売却損	-	621
事業構造改善費用	-	550
その他	-	22
特別損失合計	8	1,250
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	2,114	697
法人税、住民税及び事業税	350	1,427
法人税等調整額	53	412
法人税等合計	296	1,014
四半期純損失()	2,411	316
非支配株主に帰属する四半期純利益	62	151
親会社株主に帰属する四半期純損失()	2,473	468

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
四半期純損失()	2,411	316
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	509	2,176
繰延ヘッジ損益	61	2
為替換算調整勘定	81	91
退職給付に係る調整額	113	49
その他の包括利益合計	641	2,314
四半期包括利益	3,053	2,631
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,115	2,780
非支配株主に係る四半期包括利益	62	148

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	2,114	697
減価償却費	985	997
のれん償却額	67	84
貸倒引当金の増減額(は減少)	7	82
賞与引当金の増減額(は減少)	96	162
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	31	87
受取利息及び受取配当金	183	222
支払利息	551	501
持分法による投資損益(は益)	13	11
売上債権の増減額(は増加)	313	3,900
たな卸資産の増減額(は増加)	10,717	6,757
仕入債務の増減額(は減少)	4,737	6,314
投資有価証券売却損益(は益)	-	1,830
有形固定資産除売却損益(は益)	2	51
事業構造改善費用	-	550
その他	804	3,259
小計	15,805	5,890
利息及び配当金の受取額	191	231
利息の支払額	495	431
法人税等の支払額	478	740
保険金の受取額	190	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,395	6,830
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,481	667
有形固定資産の売却による収入	75	8
投資有価証券の売却による収入	-	6,719
無形固定資産の取得による支出	150	-
投資有価証券の取得による支出	647	357
貸付けによる支出	121	73
貸付金の回収による収入	57	68
その他	166	29
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,433	5,667
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	12,650	528
長期借入金の返済による支出	7,790	5,636
社債の償還による支出	2,420	20
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	281	-
短期借入金の純増減額(は減少)	14,328	11,473
非支配株主への配当金の支払額	163	104
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	10	8
その他	55	78
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,256	6,154
現金及び現金同等物に係る換算差額	34	78
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,539	5,070
現金及び現金同等物の期首残高	16,591	16,258
現金及び現金同等物の四半期末残高	14,052	21,328

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務	5,149百万円	765百万円

2 当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当第2四半期連結会計期間末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
貸出コミットメントの総額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	2,000百万円	2,000百万円
差引額	8,000百万円	8,000百万円

3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、前連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形	1,193百万円	-
支払手形	3,820百万円	-

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
従業員給与・賞与	5,690百万円	5,484百万円
賞与引当金繰入額	598百万円	729百万円
退職給付費用	146百万円	164百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	14,232百万円	21,495百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	180百万円	166百万円
現金及び現金同等物	14,052百万円	21,328百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	281	30	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	建築資材	住宅	計		
売上高					
外部顧客への売上高	81,756	20,811	102,568	3,927	106,495
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,819	86	1,906	2,132	4,038
計	83,576	20,898	104,474	6,059	110,534
セグメント利益又は損失()	893	1,673	779	34	814

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建築工事業、ソフトウェア開発・販売事業及び一般放送事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
 (差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	779
「その他」の区分の損失()	34
セグメント間取引消去	2
全社費用(注)	1,009
四半期連結損益計算書の営業損失()	1,825

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	建築資材	住宅	計		
売上高					
外部顧客への売上高	84,734	28,736	113,470	4,107	117,577
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,283	172	1,455	2,334	3,790
計	86,018	28,908	114,926	6,441	121,368
セグメント利益又は損失()	1,062	712	350	145	495

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建築工事業、ソフトウェア開発・販売事業及び一般放送事業等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	350
「その他」の区分の利益	145
セグメント間取引消去	13
全社費用(注)	840
四半期連結損益計算書の営業利損失()	331

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純損失()	263円78銭	49円97銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純損失() (百万円)	2,473	468
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失() (百万円)	2,473	468
普通株式の期中平均株式数 (千株)	9,378	9,377
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 1. 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失が計上されているため、記載しておりません。

2. 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月13日

すてきナイスグループ株式会社
取締役会 御中

監査法人 原会計事務所

代表社員 公認会計士 六本木 浩 嗣 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 遠藤 朝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているすてきナイスグループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、すてきナイスグループ株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。